

融資メニュー	融資対象		融資限度額 ()内は組合	融資期間 ()内は据置期間		融資利率(年率)*		保証人	物的担保	保証料補助						
	細目	略称		運転資金	設備資金											
政策課題 対応資金	DX・イノベ・ 産業育成支援融資 (DX)	DX・イノベ・ 産業育成支援	DX	(1)から(26)のいずれかに該当する中小企業者又は組合 (1)東京都の「未来を拓くイノベーションTOKYOプロジェクト」を利用している又は、当該事業の対象(申請)要件を満たし、申請等を行っていること。 (2)東京都の「5Gによる工場のスマート化事業」を利用している又は、当該事業の対象(申請)要件を満たし、申請等を行っていること。 (3)公益財団法人東京都中小企業振興公社の「ものづくりイノベーション企業創出道場(売れる製品開発道場)」を受講修了していること。 (4)公益財団法人東京都中小企業振興公社の「多摩イノベーション総合支援事業」のマッチング支援及びプロジェクト支援を利用していること。 (5)公益財団法人東京都中小企業振興公社の「革新的サービスの事業化支援」の事業化支援を利用していること。 (6)東京都の「成長産業分野の海外展示会出展支援事業」を利用していること。 (7)公益財団法人東京都中小企業振興公社の「次世代イノベーション創出プロジェクト2020 助成事業」を利用している又は、当該事業の対象(申請)要件を満たし、申請等を行っていること。 (8)公益財団法人東京都中小企業振興公社の「革新的事業展開設備投資支援事業」を利用している又は、当該事業の対象(申請)要件を満たし、申請等を行っていること。 (9)公益財団法人東京都中小企業振興公社の「医療機器産業参入促進助成事業」を利用している又は、当該事業の対象(申請)要件を満たし、申請等を行っていること。 (10)公益財団法人東京都中小企業振興公社の「[新しい日常]対応型サービス創出支援事業」の支援を受けていること。 (11)東京都中小企業団体中央会の「中小企業新戦略支援事業(団体向け)」の一般支援で情報化推進の取組に対して交付決定を受けていること。 (12)東京都の「中小企業サイバーセキュリティ向上支援」のセキュリティ向上支援を受けていること。 (13)東京都の「中小企業サイバーセキュリティ対策継続支援」のサイバーセキュリティ対策継続支援を受けていること。 (14)公益財団法人東京都中小企業振興公社の「オンライン活用型販路開拓支援事業ハンズオン支援(展示会出展コース)」の支援を受けていること。 (15)公益財団法人東京都中小企業振興公社の海外展開総合支援の「海外オンライン展示会等出展支援」の支援を受けている又は、当該事業の対象(申請)要件を満たし、申請等を行っていること。 (16)公益財団法人東京都中小企業振興公社の海外展開総合支援の「越境EC出品支援」の支援を受けている又は、当該事業の対象(申請)要件を満たし、申請等を行っていること。 (17)公益財団法人東京都中小企業振興公社の「生産性向上のためのデジタル技術活用推進事業」の支援を受けていること。 (18)公益財団法人東京都中小企業振興公社の「中小企業デジタルツール導入促進支援事業」を利用していること。 (19)東京都の「ECサイトの活用による東京の伝統工芸品販売支援事業」で都が開設するアンテナショップの出品支援を受けていること。 (20)公益財団法人東京都中小企業振興公社の「躍進的な事業推進のための設備投資支援事業」を利用している又は、当該事業の対象(申請)要件を満たし、申請等を行っていること。 (21)東京都の「GEMStartup TOKYO(新事業発掘プロジェクト事業)」の事業化プログラム採択者であること。 (22)東京都の「TOKYO Re:STARTER(リスタートアントレプレナー支援事業)」のアクセラレーションプログラム採択者であること。 (23)公益財団法人東京都中小企業振興公社の「TOKYO戦略的イノベーション促進事業」を利用している又は、当該事業の対象(申請)要件を満たし、申請等を行っていること。 (24)東京都の「ゼロエミッション東京の実現に向けた技術開発支援事業」を利用している又は、当該事業の対象(申請)要件を満たし、申請等を行っていること。 (25)東京都の「ゼロエミッション推進に向けた事業転換支援事業」を利用している又は、当該事業の対象(申請)要件を満たし、申請等を行っていること。 (26)公益財団法人東京都中小企業振興公社の「中小企業SDGs経営推進事業」のSDGs経営のハンズオン支援を受けていること。	2億8,000万円 (4億8,000万円)	15年以内 (2年以内)	[責任共有利率] 固定金利 7年以内 1.7%以内 7年超15年以内 2.2%以内	[全部保証利率] 固定金利 7年以内 1.5%以内 7年超15年以内 2.0%以内	原則として 法人代表者 を除き 連帯保証人 は不要	新規の保証を含めた 保証の合計額が 8千万円超の場合は 原則必要	小規模企業者 2分の1					
												働き方改革支援	働き方	(1)から(9)のいずれかに該当する中小企業者又は組合 (1)東京都の「テレワーク課題解決コンサルティング」の支援を受け、テレワークに取り組んでいること。 (2)東京都の「テレワーク導入ハンズオン支援事業」の助成を受け、テレワークに取り組んでいること。 (3)東京都の「テレワーク活用・働く女性応援助成金(テレワーク活用推進コース)テレワーク機器導入事業(新:テレワーク定着促進助成金)」の助成を受け、テレワークに取り組んでいること。 (4)東京都の「テレワーク促進事業」の助成を受け、テレワークに取り組んでいること。 (5)東京都の「テレワーク活用・働く女性応援助成金(テレワーク活用推進コース)サテライトオフィス利用事業(新:テレワーク定着促進助成金)」の助成を受け、テレワークに取り組んでいること。 (6)東京都の「TOKYO働き方改革宣言企業」の承認を平成31年度(令和元年度)以降に受け、働き方改革に取り組んでいること。 (7)東京都の「家庭と仕事の両立支援推進企業」に登録し、家庭と仕事の両立支援に取り組んでいること。 (8)東京都の「男性育休取得促進に向けた普及啓発事業」に取り組んでいること。 (9)東京都の「時差Biz」に参加し、時差出勤やテレワークなど働き方の転換に取り組んでいること。	2億8,000万円 (4億8,000万円)	7年以内 7年超15年以内
	女性活躍推進特例	働き方・女性	働き方改革支援の融資対象であって、厚生労働省の「女性の活躍推進企業データベース」に登録し、項目1から14全てを公表しているもの	上記より0.4%優遇		全事業者 3分の2										
	「テレワーク東州」実践企業選定特例	働き方・テレ置	働き方改革支援の融資対象であって、東京都の「「テレワーク東州」実践企業宣言」を行っているもの			全事業者 2分の1										
	社会課題解決融資 (社会課題)	ソーシャルビジネス・ ソーシャルファーム支援	ソーシャル	(1)又は(2)に該当する中小企業者又は組合 (1)認定NPO法人、特別認定NPO法人の認定を取得していること。 (2)「都民の就労の支援に係る施策の推進とソーシャルファームの創設の促進に関する条例」第11条第1項に規定するソーシャルファーム(事業からの収入を主たる財源として運営しながら、就労困難者と認められる者を相当数雇用し、その職場において、就労困難者と認められる者が他の従業員と共に働いている社会的企業)の認証又は予備認証を取得していること。	2億8,000万円 (4億8,000万円)	15年以内 (2年以内)	[責任共有利率] 固定金利 7年以内 1.7%以内 7年超15年以内 2.2%以内	[全部保証利率] 固定金利 7年以内 1.5%以内 7年超15年以内 2.0%以内				全事業者 2分の1				
脱炭素・ ゼロエミッション支援									脱炭素・ ゼロエミ	(1)から(6)のいずれかに該当する中小企業者又は組合 (1)東京都の中小規模事業所を対象とした「地球温暖化対策報告書制度」の報告書を提出しており、報告書の内容が東京都環境局のウェブサイトに公表されていること。 (2)東京都の「地域の多様な主体と連携した中小規模事業所省エネ支援事業」で省エネ対策サポート事業者として登録された事業者の省エネコンサルティングを利用していること。 (3)ISO14001やエコアクション21の認定を取得していること。 (4)東京都の「LED照明等節電対策促進助成事業」を利用していること。 (5)公益財団法人東京都中小企業振興公社の「ゼロエミッション実現に向けた経営推進支援事業」にて「戦略・ロードマップ」を策定し確認を受けていること。 (6)東京都知事がゼロエミッションに資する取組として、別に指定するもの。	2億8,000万円 (4億8,000万円)	小規模企業者 2分の1				
BCP・サイバー セキュリティ対策支援		BCPサイバ	(1)から(5)のいずれかに該当する中小企業者又は組合 (1)公益財団法人東京都中小企業振興公社の「BCP実践促進助成事業金」を利用していること。 (2)公益財団法人東京都中小企業振興公社の「BCP策定講座(ステージ2)」にてBCPを策定していること。 (3)BCPの策定・実施に係る商工会議所・商工会又は東京都中小企業団体中央会による支援を受けBCPを策定していること。 (4)公益財団法人東京都中小企業振興公社の「サイバーセキュリティ対策促進助成事業」を利用していること。 (5)独立行政法人情報処理推進機構(IPA)のSECURITY ACTIONの2段階目(★★二つ星)の「宣言済み」であること。	2億8,000万円 (4億8,000万円)												
小口 フリーランス (国の全国統一保証制度)		小口	この融資を含め、全国の信用保証協会の保証付融資の合計残高が2,000万円以下の小規模企業者	2,000万円 (同)	7年以内 (1年以内) 融資期間1年以内 の場合は更新可能				10年以内 (1年以内)	[全部保証利率] 固定金利 3年以内 1.9%以内 3年超5年以内 2.1%以内 5年超7年以内 2.3%以内 7年超 2.5%以内 または変動金利「短プラ+0.7%」以内	原則として不要	全事業者 2分の1				
一般的な事業 運営資金	小規模事業融資 (小)	小口支援特例	小口・支援	(1)又は(2)に該当すること (1)商工会議所・商工会の経営指導を直近1年以内に6か月以上複数回受け、その証明を受けていること。 (2)経営革新計画に係る中小企業診断士の実施フォローアップを受けたことについて確認申請書により確認を受けていること。	300万円 (同)	2年以内	—	※小口支援特例は小口の金利より0.4%優遇								
		クイックつなぎ(小口) (国の全国統一保証制度)	小口つなぎ	(1)から(3)の全てを満たす小規模企業者 (1)この融資を含め、全国の信用保証協会の保証付融資の合計残高が2,000万円以下であること。 (2)東京都中小企業制度融資又は東京都内の区市町が実施している融資制度で保証協会の保証付融資を利用していること。 (3)(2)の保証付融資の元金を、原則として1年以上にわたり約定どおり返済していること。	2億8,000万円 (4億8,000万円)	7年以内 (6か月以内)	10年以内 (6か月以内)	金融機関所定								
	一般事業融資 (事業)	受注対応特例	事業・受注	確定した受注(取引先から商品・サービス等の発注を受け、2年以内に売上金が入金される契約をいう。)があり、その受注に対応するための資金を必要とする中小企業者又は組合	1億円 (2億円)	2年以内 (2年以内)	—	金融機関所定								
		クイックつなぎ (事業一般)	事業つなぎ	(1)及び(2)に該当する中小企業者又は組合 (1)東京都中小企業制度融資又は東京都内の区市町が実施している融資制度で保証協会の保証付融資を利用していること。 (2)上記の保証付融資の元金を、原則として1年以上にわたり約定どおり返済していること。	500万円 (同)	2年以内	—	金融機関所定								
		補助金・ 助成金つなぎ	助成つなぎ	東京都産業労働局(商工部、観光部、雇用就業部)、公益財団法人中小企業振興公社、地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター、公益財団法人東京観光財団、公益財団法人東京しごと財団又は中小企業庁所管の補助金・助成金の交付決定を受けた事業を行う中小企業者又は組合	1億円 (2億円) 補助金・助成金の 交付決定額の未交付 金額の3分の2以内	10年以内 ただし、補助金・助成金の交 付決定から助成対象期間終了 日の属する月の6か月後の月 末までの期間とする。	—	[責任共有利率] 固定金利 3年以内 1.7%以内 3年超5年以内 1.8%以内 5年超7年以内 2.0%以内 7年超 2.2%以内 または変動金利「短プラ+0.4%」以内	[全部保証利率] 固定金利 3年以内 1.5%以内 3年超5年以内 1.6%以内 5年超7年以内 1.8%以内 7年超 2.0%以内 または変動金利「短プラ+0.2%」以内	新規の保証を含めた 保証の合計額が 8千万円超の場合は 原則必要	—					
		極度枠設定	極度	(1)及び(2)に該当する中小企業者又は組合 (1)引き続き2年以上(売上発生から2年以上)にわたり、原則として同一事業を営んでいること。 (2)ア又はイのいずれかに該当すること。 ア 法人の場合は、直近の決算において経常利益を計上し、債務超過でないこと。 イ 個人事業者の場合は、直近2期の所得税の確定申告において「課税される所得金額」のあること。	1億円 (2億円)	2年以内	—	金融機関所定								
		組合向け ㊤	組	事業協同組合等	(2億円) (転貸1組合員 3,500万円)	7年以内 (6か月以内)	10年以内 (6か月以内)	[責任共有利率] 固定金利 3年以内 2.1%以内 3年超5年以内 2.3%以内 5年超7年以内 2.5%以内 7年超 2.7%以内 または変動金利「短プラ+0.9%」以内	[全部保証利率] 固定金利 3年以内 1.9%以内 3年超5年以内 2.1%以内 5年超7年以内 2.3%以内 7年超 2.5%以内 または変動金利「短プラ+0.7%」以内	転貸資金の場合 代表理事及び 転貸先代表者	信用保証なし の場合 必要に応じ 有担保					
官公需適格特例	組・官公需	「官公需適格組合」としての証明を受けている組合	上記より0.1%優遇													

* [責任共有利率]:責任共有制度の対象となる融資に適用される利率 [全部保証利率]:責任共有制度の対象外(全部保証)となる融資に適用される利率

㊤ 商工組合中央金庫のみ取扱可。

主な東京都制度

詳細につきましては令和4年度東京都中小企業制度融資要項をご参照ください。

令和4年7月1日現在

融資メニュー	融資対象		融資限度額 ()内は組合	融資期間 ()内は据置期間		融資利率(年率)*		保証人	物的担保	保証料補助	
	細目	略称		運転資金	設備資金						
創業融資 (創業)	創業	創業	3,500万円 (同)	7年以内 (1年以内)	10年以内 (1年以内)	[責任共有利率] 固定金利 3年以内 1.9%以内 3年超5年以内 2.1%以内 5年超7年以内 2.3%以内 7年超 2.5%以内 または変動金利「短プラ+0.7%」以内	[全部保証利率] 固定金利 3年以内 1.5%以内 3年超5年以内 1.6%以内 5年超7年以内 1.8%以内 7年超 2.0%以内 または変動金利「短プラ+0.2%」以内	原則として不要	原則として不要	全事業者 2分の1	
	創業支援特例	創業・支援				(1)又は(2)に該当するもの (1)産業界強化に規定する認定特定創業支援等事業により支援を受け、区市町村長の証明を受けていること。 (2)商工会議所・商工会、公益財団法人東京都中小企業振興公社又は保証協会より認定特定創業支援等事業に準ずる支援を受け、その証明を受けていること。					
販路開拓融資 (販路)	海外展開支援	海外展開	2億8,000万円	10年以内(2年以内)		[責任共有利率] 固定金利 3年以内 1.7%以内 3年超5年以内 1.8%以内 5年超7年以内 2.0%以内 7年超 2.2%以内 または変動金利「短プラ+0.4%」以内	[全部保証利率] 固定金利 3年以内 1.5%以内 3年超5年以内 1.6%以内 5年超7年以内 1.8%以内 7年超 2.0%以内 または変動金利「短プラ+0.2%」以内	原則として 法人代表者 を 連帯保証人 は不要	新規の保証を含めた 保証の合計額が 8千万円超の場合は 原則必要	小規模企業者 2分の1	
	ビジネスチャンス・ナビ	ナビ	2億8,000万円 (4億8,000万円)	5年以内 (ただし工事代金等が 入金されるまでの期間)	10年以内(1年以内)	[責任共有利率] 固定金利 3年以内 1.7%以内 3年超5年以内 1.8%以内 5年超7年以内 2.0%以内 7年超 2.2%以内 または変動金利「短プラ+0.4%」以内	[全部保証利率] 固定金利 3年以内 1.5%以内 3年超5年以内 1.6%以内 5年超7年以内 1.8%以内 7年超 2.0%以内 または変動金利「短プラ+0.2%」以内			—	
設備融資 (設備)	設備投資	設備立地	2億8,000万円	15年以内 (2年以内)		[責任共有利率] 固定金利 3年以内 1.7%以内 3年超5年以内 1.8%以内 5年超7年以内 2.0%以内 7年超 2.2%以内 10年超 2.4%以内 または変動金利「短プラ+0.4%」以内	[全部保証利率] 固定金利 3年以内 1.5%以内 3年超5年以内 1.6%以内 5年超7年以内 1.8%以内 7年超 2.0%以内 10年超 2.2%以内 または変動金利「短プラ+0.2%」以内	原則として 法人代表者 を 連帯保証人 は不要	原則必要	全事業者 3分の2	
	企業立地促進	設備立地	【設備投資(略称:設備投資)】 事業の実施に必要な設備(機械・装置、工具・器具、備品等)の導入、増強、改良、補修等(テレワーク又はDX推進に資する設備並びに、ICT・IoT・AI・ロボットを活用した設備の導入を含む。)又は建物の改修、建替等(耐震化、バリアフリー化を含む。)を行う中小企業者 【企業立地促進(略称:立地促進)】 引き続き1年以上(売上発生から1年以上)同一事業を営んでおり、東京都内において工場・事務所・店舗の新増設、移転等を行う中小企業者								
経営強化融資 (強化)	経営強化	強化	2億8,000万円 (4億8,000万円)	5年又は10年以内 (1年以内)	7年又は10年以内 (1年以内)	[責任共有利率] 固定金利 3年以内 1.7%以内 3年超5年以内 1.8%以内 5年超7年以内 2.0%以内 7年超 2.2%以内 または変動金利「短プラ+0.4%」以内 ※「強化支援」は固定金利のみを適用する	[全部保証利率] 固定金利 3年以内 1.5%以内 3年超5年以内 1.6%以内 5年超7年以内 1.8%以内 7年超 2.0%以内 または変動金利「短プラ+0.2%」以内	原則として 法人代表者 を 連帯保証人 は不要	原則必要	小規模企業者 2分の1	
	強化認定 革新特例	強化認定・ 革新	【強化支援(略称:強化支援)】(国の全国統一保証制度) 金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者又は組合 【強化認定(略称:強化認定)】 中小企業等経営強化法の認定を受けている中小企業者又は組合 経営革新計画(中小企業等経営強化法)に係る中小企業診断士の実施フォローアップを受けたことについて確認申請書により確認を受けていること。 (経営強化認定(略称:強化認定)の融資対象者のみ利用可能)								
チャレンジ融資 (チャレンジ)	チャレンジ	チャレンジ	1億円 (2億円)	10年以内 (2年以内)		[責任共有利率] 固定金利 3年以内 1.7%以内 3年超5年以内 1.8%以内 5年超7年以内 2.0%以内 7年超 2.2%以内 または変動金利「短プラ+0.4%」以内	[全部保証利率] 固定金利 3年以内 1.5%以内 3年超5年以内 1.6%以内 5年超7年以内 1.8%以内 7年超 2.0%以内 または変動金利「短プラ+0.2%」以内	請求不可	新規の保証を含めた 保証の合計額が 8千万円超の場合は 原則必要	—	
事業承継融資 (承継)	事業承継	承継	2億8,000万円 (4億8,000万円)	10年以内 (2年以内)		[責任共有利率] 固定金利 3年以内 1.7%以内 3年超5年以内 1.8%以内 5年超7年以内 2.0%以内 7年超 2.2%以内 10年超 2.4%以内	[全部保証利率] 固定金利 3年以内 1.5%以内 3年超5年以内 1.6%以内 5年超7年以内 1.8%以内 7年超 2.0%以内 10年超 2.2%以内			請求不可	新規の保証を含めた 保証の合計額が 8千万円超の場合は 原則必要
	事業承継個人融資型(略称:承継個人)	承継	2億8,000万円	15年以内 (2年以内)		※「承継経理」は責任共有利率のみを適用する	[全部保証利率] 固定金利 3年以内 1.5%以内 3年超5年以内 1.6%以内 5年超7年以内 1.8%以内 7年超 2.0%以内 10年超 2.2%以内	全事業者 3分の2 又は 0.2%相当分			
	事業承継支援特例	承継・支援	2億8,000万円 (4億8,000万円)	事業承継の各融資対象と同様		上記より0.2%優遇	[全部保証利率] 固定金利 3年以内 1.5%以内 3年超5年以内 1.6%以内 5年超7年以内 1.8%以内 7年超 2.0%以内	事業承継の 各融資対象と同様			
	M&Aつなぎ	承継M&A	M&Aにより事業承継に取り組む中小企業者 (ただし、売却側で廃業を前提としている場合は含まない)	2,500万円	3年以内		[責任共有利率] 固定金利 3年以内 1.7%以内	[全部保証利率] 固定金利 3年以内 1.5%以内	全事業者 3分の2		
経営安定融資 (経営)	経営セーフ	経営セーフ	2億8,000万円 (4億8,000万円)	10年以内 (2年以内)		[責任共有利率] 固定金利 3年以内 1.7%以内 3年超5年以内 1.8%以内 5年超7年以内 2.0%以内 7年超 2.2%以内 10年超 2.4%以内	[全部保証利率] 固定金利 3年以内 1.5%以内 3年超5年以内 1.6%以内 5年超7年以内 1.8%以内 7年超 2.0%以内 10年超 2.2%以内	経営者保証免除対応 (※)を適用する場合は 不要	必要に応じ有担保	小規模企業者 2分の1	
	経営一般	経営一般	1億円 (2億円)	10年以内 (2年以内)		[責任共有利率] 固定金利 3年以内 1.7%以内 3年超5年以内 1.8%以内 5年超7年以内 2.0%以内 7年超 2.2%以内 10年超 2.4%以内	[全部保証利率] 固定金利 3年以内 1.5%以内 3年超5年以内 1.6%以内 5年超7年以内 1.8%以内 7年超 2.0%以内 10年超 2.2%以内			小規模企業者 2分の1	
	経営改善	経営改善	2億8,000万円 (4億8,000万円)	15年以内 (5年以内)		[責任共有利率] 固定金利 3年以内 1.7%以内 3年超5年以内 1.8%以内 5年超7年以内 2.0%以内 7年超 2.2%以内	[全部保証利率] 固定金利 3年以内 1.5%以内 3年超5年以内 1.6%以内 5年超7年以内 1.8%以内 7年超 2.0%以内			小規模企業者 2分の1	
	借換融資 (借換)	特別借換	特別借換	既往の保証付融資残高 及び事業計画実施に必要 な資金の範囲内(同)	10年以内 (6か月以内)	—	金融機関所定			小規模企業者 2分の1	
経営の安定化 資金	再生支援融資 (再生)	企業再生	2億円 (同)	10年以内 (1年以内)		—	金融機関所定	原則として 法人代表者 を 連帯保証人 は不要	原則として 法人代表者 を 連帯保証人 は不要	全事業者 全額	
	災害復旧資金融資 (災)	災害復旧	災	東京都知事が指定した災害により損失を受けている中小企業者又は組合	原則として一災害 8,000万円(同) <災害毎に設定>	10年以内 (1年以内)	[責任共有利率] 固定金利 1.7%			[全部保証利率] 固定金利 1.5%	全事業者 全額
	危機対応融資 (危機)	危機対応	危機	(1)又は(2)のいずれかに該当する中小企業者又は組合 (1)東日本大震災復興緊急保証制度に係る区市町村長等の認定を受けたこと。 (2)危機関連保証に係る区市町村長の認定を受けたこと。	2億8,000万円 (4億8,000万円)	10年以内 (2年以内)	—			[全部保証利率] 固定金利 3年以内 1.5%以内 3年超5年以内 1.6%以内 5年超7年以内 1.8%以内 7年超 2.0%以内	全事業者 2分の1
	新型コロナウイルス 感染症対応融資 (伴走)	伴走全国 (国の全国統一保証制度)	伴走全国	(1)及び(2)に該当する中小企業者又は組合 (1)経営行動計画書を策定していること。 (2)アからウのいずれかに該当すること。 ア セーフティネット保証4号の認定の取得 イ セーフティネット保証5号の認定の取得(売上減少15%以上又は前年同売上高が令和2年1月29日時点における直近決算の月平均売上高対比15%以上減少) ウ 最近1か月の売上高が前年同月比にして15%以上減少している。又は、最近1か月の売上高が前年同月比にして5%以上減少し、かつ、前年同月の売上高が令和2年1月29日時点における直近決算の月平均売上高対比15%以上減少している	6,000万円 (同)	10年以内 (5年以内)	[責任共有利率] 固定金利 3年以内 1.7%以内 3年超5年以内 1.8%以内 5年超7年以内 2.0%以内 7年超 2.2%以内			[全部保証利率] 固定金利 3年以内 1.5%以内 3年超5年以内 1.6%以内 5年超7年以内 1.8%以内 7年超 2.0%以内	経営者保証免除対応 (※)を適用する場合は 不要
事業転換・業態転換等 支援融資(新型コロナウイルス 感染症対応) (事業・業態転換)	事業転換・業態転換	事業・業態 転換	(1)及び(2)に該当する中小企業者又は組合 (1)最近1か月の売上高が令和2年1月以前の直近同月比にして5%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月の売上高が直近同月に 比して5%以上減少すること。 (2)事業転換・業態転換事業計画書を策定していること。	2億8,000万円 (同)	15年以内 (5年以内)	[責任共有利率] 固定金利 7年以内 1.7%以内 7年超15年以内 2.2%以内	[全部保証利率] 固定金利 7年以内 1.5%以内 7年超15年以内 2.0%以内	新規の保証を含めた 保証の合計額が 8千万円超の場合は 原則必要	原則として 法人代表者 を 連帯保証人 は不要	全事業者 4分の3又は小規模企業 者2分の1	
	事業転換・業態転換特例	事業・業態 転換特例	(1)及び(2)に該当する中小企業者又は組合 (1)東京都「テレワーク東京ルール」実践企業宣言を行っていること。 (2)「DX・イノベーション・産業育成支援融資」の融資対象を満たしていること。	2億8,000万円 (同)	15年以内 (5年以内)	[責任共有利率] 固定金利 7年以内 1.7%以内 7年超15年以内 2.2%以内	[全部保証利率] 固定金利 7年以内 1.5%以内 7年超15年以内 2.0%以内			全事業者 4分の3又は 小規模企業者2分の1	
	特別借換(新型コロナウイルス 感染症・ウクライナ情勢・ 円安等対応緊急融資 (コロナ・ウクライナ・ 円安等))	コロナ借換 急融資等	コロナ借換 急融資等	(1)及び(2)に該当する中小企業者又は組合 (1)「借換対象コロナ融資※」又は本融資の融資残高がある。 (2)事業計画を策定し、資金繰りの安定化や経営改善に取り組むこと。 ※「借換対象コロナ融資」 令和元年度の危機対応融資(コロナ)、新型コロナウイルス感染症対応緊急融資、新型コロナウイルス感染症対応緊急借換 令和2年度の危機対応融資(コロナ)、新型コロナウイルス感染症対応緊急融資、新型コロナウイルス感染症対応緊急借換(令和3年3月31日まで に保証申込受付、令和3年5月31日までに融資実行されているもの)	借換元の融資残高及び 事業計画実施に必要な 資金の範囲内(同)	15年以内 (5年以内)	[責任共有利率] 固定金利 3年以内 1.7%以内 3年超5年以内 1.8%以内 5年超7年以内 2.0%以内 7年超10年以内 2.2%以内 10年超 2.4%以内			[全部保証利率] 固定金利 3年以内 1.5%以内 3年超5年以内 1.6%以内 5年超7年以内 1.8%以内 7年超10年以内 2.0%以内 10年超 2.2%以内	全事業者 全額又は4分の3
	ウクライナ情勢・円安 等対応緊急融資	ウクライナ ・円安等	ウクライナ ・円安等	(1)及び(2)に該当する中小企業者又は組合 (1)ウクライナ情勢、新型コロナウイルス感染症又は円安等を発端として、事業活動に影響を受けていること。 (2)「最近3か月の売上実績」又は「今後3か月の売上見込」が直近同期と比べて、10%以上減少していること。	1億円 (2億円)	10年以内 (2年以内)	[責任共有利率] 固定金利 3年以内 1.7%以内 3年超5年以内 1.8%以内 5年超7年以内 2.0%以内 7年超10年以内 2.2%以内			[全部保証利率] 固定金利 3年以内 1.5%以内 3年超5年以内 1.6%以内 5年超7年以内 1.8%以内 7年超10年以内 2.0%以内	全事業者 全額又は4分の3
環境保全資金融資あっせん	環境保全	環境保全	最新規制適合車への買い替え	1億円 (同)	—	7年以内 (6か月)	東京都が申込受付をした日の長期プライムレート以内	—	全事業者 3分の2		
流動資産担保融資	ABL1	ABL2	事業者に対する売掛債権又は棚卸資産を保有する中小企業者及び組合	2億5,000万円 (同) ※保証限度額は2億円 …融資額の80%を保証	—	1年	金融機関所定	—	申込人の有する 売掛債権・棚卸資産を 譲渡担保とする		

* 「責任共有利率」:責任共有制度の対象となる融資に適用される利率 「全部保証利率」:責任共有制度の対象外(全部保証)となる融資に適用される利率
(※)一定の要件を満たす場合に、保証料率を0.2%上乗せすることで経営者保証を免除することができる。